

特定非営利活動法人日本歯周病学会認定指導医制度規則

第1章 総 則

第1条 この規則は特定非営利活動法人日本歯周病学会認定歯周病専門医制度規則第12条の規定により、日本歯周病学会認定指導医制度の施行に必要な事項を定める。

第2条 日本歯周病学会(以下「本学会」という)に歯周病学のなお一層の発展と向上を図ることを目的として日本歯周病学会認定指導医((英文名 JSP Board-Certified Instructorとする。以下「指導医」という)を置く。

2 指導医が行う役割は次の各号に示すとおりとする。

- (1) 日本歯周病学会認定歯周病専門医(英文名 JSP Board-Certified Periodontistとする。以下「専門医」という)を志望する者の指導
- (2) 地域歯科医療における歯周病学の指導

第2章 指導医の要件

第3条 本学会は次の各号に該当する者で、専門医委員会(以下「委員会」という)の審査に合格し、理事会の議を経た者を指導医として認定する。

- (1) 専門医登録後、7年以上の学会歴および歯周治療の経験を有していること
- (2) 専門医登録後、認定医・専門医教育講演に5回以上出席していること
- (3) 専門医登録後、本学会学術大会または本学会認定医・専門医教育講演または本学会臨床研修会において2回以上筆頭発表者として症例発表していること
- (4) 指導医にふさわしい業績を有すること
- (5) 原則として日本歯科医師会の正会員または準会員であること
- (6) 本学会定款細則第43条の規定に基づき禁煙宣言に対して同意した非喫煙者であること

2 歯科大学および大学歯学部において歯周病学を担当する教授は上記(1)(2)を満たさなくてもよい。

第3章 申請方法

第4条 前条の認定指導医を申請しようとする者は、次の各号に示す申請書類に指導医認定申請料の受領証のコピーを添えて、委員会に提出しなければならない。

- (1) 指導医申請書(様式1)
- (2) 履歴書(様式2)
- (3) 指導医推薦書(様式3)
- (4) 専門医認定証(コピー可)
- (5) 業績目録、論文(様式4-1)、学会発表(様式4-2)、学会における活動、地域歯科医療における活動(様式4-3)
- (6) 症例報告(8症例)(様式5)
- (7) 専門医生涯研修記録簿
- (8) 本学会における症例発表の抄録のコピー

第4章 指導医の審査・認定および登録

第5条 委員会は提出された申請書類により審査し、認定の可否を判定する。また、その結果を理事会に報告し、承認を得る。

第6条 認定を受けた者は登録料を学会に納付しなければならない。

2 前項により納付した者を本学会は指導医として登録し、指導医認定証及び指導医生涯研修記録簿を交付する。

3 認定証の有効期間は下記のとおりとする。

- (1) 交付日が1月1日～6月30日の場合 交付日から5年後の6月30日までとする。
- (2) 交付日が7月1日～12月31日の場合 交付日から5年後の12月31日までとする。

第5章 指導医資格の更新および資格喪失

第7条 指導医は、登録後5年毎に更新を行わなければならない。

2 指導医の更新を申請する者は、本学会認定歯周病専門医制度施行細則(以下「専門医制度施行細則」という)に定める生涯研修単位を満たさなければならない。

3 認定歯周病専門医制度施行細則附表3で定める専門医更新要件を満たし、かつ、認定指導医制度細則第2条で定める生涯研修単位要件を満たすことで、指導医を更新することができる。

第8条 更新の認定は、委員会の議を経て、理事会の承認を得る。

第9条 指導医は次の各号のいずれかに該当する場合、委員会の答申により、理事会の議を経て、その資格を喪失する。ただし、専門医の資格喪失については本学会認定歯周病専門医制度規則(以下「専門医制度規則」という)に従う。

- (1)本人が資格の返上を申し出たとき
- (2)資格が更新されなかったとき
- (3)その他、理事会が指導医として不相当と認めるとき

第6章 補 則

第10条 この規則を変更する場合は、委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

第11条 指導医認定申請料、指導医登録料および指導医更新手数料は別に定める。

第12条 この規則に定めていない事項については、専門医制度規則を準用する。

附 則

- 1 この規則は平成15年10月17日に改正し平成15年10月17日から施行する。
- 2 この規則は平成22年9月18日に改正し同日から施行する。
- 3 この規則は平成23年5月26日に一部改正し施行する。
- 4 この規則は平成25年5月30日に一部改正し施行する。
- 5 この規則は平成28年5月19日に一部改正し施行する。
- 6 この規則は令和4年6月2日から施行する。施行日に登録されている指導医には第6条第3項を適用し、交付済認定証の有効期限を読み替えるものとする。